

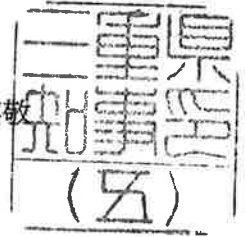
産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 三重県松阪市垣鼻町896番地19
 氏名 株式会社ミヤテック
 代表取締役 宮崎 正次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成29年7月6日

許可の有効年月日 平成36年4月10日

1. 事業の範囲

【中間処理】

焼却：汚泥（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）、
 廃油（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）、
 廃プラスチック類（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、
 紙くず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）、
 木くず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）、
 繊維くず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。） 以上6種類

脱水：汚泥 以上1種類

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上9種類

圧縮：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず 以上3種類

中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

油水分離：廃油 以上1種類

混練：汚泥 以上1種類

造粒固化：汚泥 以上1種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年 4月11日	新規許可	平成12年 4月11日	更新許可
平成13年 3月21日	変更許可	平成14年12月13日	変更許可
平成17年 4月11日	更新許可	平成18年 3月27日	変更許可
平成22年 3月11日	変更許可	平成22年 5月12日	更新許可
平成24年 2月23日	優良確認	平成26年 9月30日	変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力(8h/日)	許可年月日	許可番号
焼却施設	三重県多気郡多気町笠木 1492-3,1474-3	H6.12.21	汚泥 2.4t/日 廃油 0.8t/日 廃プラスチック類 0.96t/日 木くず 4.8t/日 紙くず 4.8t/日 繊維くず 4.8t/日	H6.12.6 (変更許可 H9.8.4)	第231-5号
脱水施設	三重県多気郡多気町笠木 1492-1	H14.11.1	9.64m ³ /日	-	-
破碎施設	三重県多気郡多気町笠木 1471-1 (移動式としても使用)	H7.2.7	廃プラスチック類 16.0t/日 紙くず 15.2t/日 木くず 15.6t/日 繊維くず 15.2t/日 動植物性残さ 15.2t/日 ゴムくず 17.6t/日 ガラスくず等 18.8t/日 金属くず 16.4t/日 がれき類 16.9t/日	H7.2.1 (変更許可 H14.10.23)	第221号 (変更許可第 84-2号)
破碎施設	三重県松阪市垣鼻町896- 13	S61.1.25	廃プラスチック類 4.7t/日 紙くず 2.3t/日 木くず 7.3t/日 繊維くず 1.6t/日 ゴムくず 15.4t/日 ガラスくず等 13.4t/日 金属くず 15.1t/日 がれき類 19.8t/日	H13.2.1	第66-4号
圧縮施設	三重県多気郡多気町笠木 1475-1	H17.12.26	廃プラスチック類 202.4t/日 紙くず 138.72t/日 繊維くず 100.88t/日	-	-
中和施設	三重県多気郡多気町笠木 1492-1	H14.11.1	廃酸 9m ³ /日 廃アルカリ 9m ³ /日	-	-
油水分離施設	三重県松阪市垣鼻町896- 20	S61.3.17	8m ³ /日	-	-
混練施設	三重県多気郡多気町笠木 1492-1	S61.11.1	50m ³ /日	-	-
造粒固化施設	三重県松阪市大口町660	H26.7.31	240t/日	-	-